

回 (年度)	問 題
第68回 (平成) 30年	<p>次の問1及び問2について答えなさい。</p> <p>なお、問1及び問2の解答に当たっては、経過措置（所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則に規定する内容をいう。）についての記載は要しない。</p> <p>問1 相続税法において、個人以外の者に相続税を課すこととされている規定について、それらの内容及び計算方法をそれぞれ説明しなさい。</p> <p>問2 小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例（以下問2において「特例」という。）について次の問に答えなさい。</p> <p>(1) 特例の適用対象となる「特定居住用宅地等」の適用要件について、その内容を説明しなさい。</p> <p>(2) 特例の適用対象となる「貸付事業用宅地等」の適用要件について、その内容を説明しなさい。</p>